

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年6月4日(2009.6.4)

【公開番号】特開2007-282803(P2007-282803A)

【公開日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-042

【出願番号】特願2006-112499(P2006-112499)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月8日(2009.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

内枠に設けた遊技盤の遊技領域を覆うように、前記内枠に対して、正面視で一方の側部を回動軸芯として開閉自在な前面枠が設けられ、前記前面枠に前記遊技領域を観認する窓部が設けられてある遊技機において、

前記前面枠は、前記窓部に対応した開口が形成されたベース部材と、前記ベース部材の前面側に設けられた発光部とを備え、

前記ベース部材が、前記回動軸芯と反対側の側部に、前記開口と側方縁部との距離が最も小さい細幅部と、前記細幅部から上方に繋がり、前記開口と前記側方縁部との距離が前記細幅部より大きな上側の広幅部と、前記細幅部から下方に繋がり、前記開口と前記側方縁部との距離が前記細幅部より大きな下側の広幅部とを含み、

前記発光部は、発光基板と、前記発光基板が前面側に取り付けられる基板ベース部材とを含み、

前記基板ベース部材が、前記上側の広幅部から前記細幅部を超えて前記下側の広幅部までを覆う、

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記前面枠が、前記ベース部材と前記基板ベース部材との間に設けられた金属製の補強板を更に備え、

前記補強板が、前記下側の広幅部から前記細幅部及び上側の広幅部を超えて前記ベース部材の上コーナー部分まで延出している請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記基板ベース部材は、前記補強板と前記ベース部材との両方に固定されている請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記基板ベース部材の前面に、所定長さのネジボス部が突設され、前記発光基板がこのネジボス部の上に載置され、前記基板ベース部材の前面と所定の間隔を隔ててネジ止めされている請求項1、2又は3に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

特に、前面枠の側部は、正面視で細幅となって弱くなってしまっており、厚みを持たせることができ困難である状況において、別途の補強対策を講じなければ、ここに配置する発光基板などの部材の破損、或いは隙間からピアノ線などを差し込み、遊技領域を改変させる不正行為を生じさせる可能性も高くなる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

しかし、上述した前面枠は、遊技機の外面を形成するところであるので、遊技機自体の原寸法を維持する中で、表示装置や装飾部材の大型化に伴う遊技領域の拡張を許容しつつ、前面枠の側部の細幅化に伴う強度低下を防止することが求められる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、かかる問題点に鑑みて案出されたものであり、遊技領域の拡張を図りながら、前面枠の強度を高めることができるところの遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

本発明によれば、発光基板を載置する基板ベース部材をベース部材の側部における細幅部を挟んだ上側の広幅部から下側の広幅部までの範囲を覆うようにして取り付けたことで、遊技領域の拡張を図りながら前面枠の強度を向上させることができる。